

1. 件名：特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合への対応について
2. 日時：令和2年6月8日 15：20～15：50
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、松野安全審査専門職、立元審査チーム員※

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名※

日立GEニュークリア・エナジー株式会社

原子力生産本部 本部長 他3名※

5. 要旨

- (1) 三菱重工業株式会社（以下、「三菱」という。）及び日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下、「日立GE」という。）から、本日の審査会合（第1回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合）において、以下のとおり、議論された事項の確認があった。

【三菱の申請に係る議論関連】

- 型式証明の申請範囲について、考え方を整理して説明すること。例えば、型式証明の申請範囲と、兼用キャスクの使用者が別途行う設置変更許可申請範囲の仕分については、その考え方も含めて説明すること。
- 貯蔵時評価の説明において、貯蔵用三次蓋が閉じ込め機能評価等に及ぼす影響について説明すること。
- 縦置き貯蔵における緩衝体について、緩衝体の取付けの考え方を整理して説明すること。
- 今回の申請において異なる形式である17×17型燃料と15×15型燃料の同一キャスクへの混載について、整理して説明すること。同様に、A型とB型の混載についても整理して説明すること。
- 実用炉の許認可審査における審査対応も参考にして、申請内容の妥当性を説明すること。例えば、安全設計に関する評価に用いた条件値については、その設定根拠と妥当性（保守性担保の考え方など）を説明すること。また、既に確認を受けた設計承認審査時の審査内容を引用する場合は、型式証明に対する基準適合性の説明であることに留意し、引用の仕方を工夫するなどにより、説明すること。
- 緩衝材について、材料として用いる木材の長期使用時の健全性を、使用期間中の検査の考え方も含めて説明すること。

【日立GEの申請に係る議論関連】

- 型式証明の申請範囲について、考え方を整理して説明すること。例えば、型式証明の申請範囲と、兼用キャスクの使用者が別途行う設置変更許可申請範囲の仕分については、その考え方も含めて説明すること。
- 実用炉の許認可審査における審査対応も参考にして、申請内容の妥当性を説明すること。例えば、安全設計に関する評価に用いた条件値については、その設定根拠と妥当性（保守性担保の考え方など）を説明すること。また、既に確認を受けた設計承認審査時の審査内容を引用する場合は、型式証明に対する基準適合性の説明であることに留意し、引用の仕方を工夫するなどにより、説明すること。
- キャスクに装荷する使用済燃料の仕様について、初期濃縮度の記載の考え方を説明するとともに、安全評価結果における条件設定や代表性について説明すること。

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 三菱及び日立GEより、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上